

ご存知ですか？ 退職者医療制度

退職者医療制度とは、国民健康保険加入者のうち75歳未満で会社などを退職した後、年金の受給権がある方とその被扶養者が加入する制度です。

退職者医療制度で医療を受ける医療費は、国民健康保険税と職場の健康保険などが出し合う費用によってまかなわれています。

国民健康保険の適正な運営のため、対象となる方は届け出をお願いします。

☎ 国保年金課 (☎内線2309)



●対象となる方 (次の条件のすべてに当てはまる方が対象です)

退職被保険者(本人)	被扶養者
国保に加入している方(または、これから加入する方)	国保に加入している方(または、これから加入する方)
老人保健の適用を受けていない方	老人保健の適用を受けていない方
厚生年金や各種共済年金などの年金を受けていて、その加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の方	退職被保険者の配偶者。退職者本人と同じ世帯で、主にその収入によって生活している三親等以内の親族。

●加入手続きについて

退職者医療制度の対象となる方で、退職者被保険者証(保険証の帯部の色が緑色で退職と記載されているもの)をお持ちでない方は、国民健康保険証、年金証書、はんこを持参のうえ、国保年金課、各支所・出張所で手続きをお願いします。



下高津小 6年
鈴木みなみさん



下高津小 5年
小野寺美香さん



「ありが見た風景」
下高津小 5年
菊地将人さん



「カマキリとあそぼうよ」
下高津小 2年
柳澤良介さん



子ども作品展